

「入門」の再検討（3）

岩元 修一*

A reexamination of the legal proceedings *Irikado* (3)

IWAMOTO Shuichi*

論文要旨 本稿は日本中世の訴訟手続きの一つである「入門」（いりかど）について、関係史料のうち陳状・目安を取り上げ再検討を行うものである。

5. 陳状・目安に見える「入門」の再検討

ここでは裁許状以外で「入門」が確認できる14世紀の史料を再検討し、これまでに確認してきた点を検証してみよう。

裁許状以外の史料で最も数量的に多いのは訴陳状である。訴陳状には、項目を分けずに作成されたものが多いが、ここで注目したいのは一つの文書の中に複数の論点を分かりやすく記載しているものである。このような文書には、一項目ごとに「一」を付して事書形式で書き分けたものと、段落をかえることで論点を明確にしたものなどがある。本稿で注目したいのは、論点を事書の形で複数の項目に分けて記述した文書の中に、「肝要」と「入門」の語句を確認できる事例である。次に史料を示そう。

〔史料4〕大部荘公文久忠後家性阿四答状（33）（『大日本古文書 東大寺文書十九』1227号、①～⑩の番号と傍線、「・・第〇項目」、『』の記述は引用者による、<>は割注を示す）

（端裏書）

「性阿口四度陳元亨三三三〇」

播磨国大部庄公文孫九郎久忠後家性阿重弁申

欲早被奇置①政尊假覺性名字、無窮作沙汰、被処其身於謀書并奏事不実重科、②任普代家督文書相伝道理及代々安堵御下文旨、速預御成敗子細事、

副進

（2021年1月19日受理）

*宇部工業高等専門学校 一般科

二通 和与状案

三通 御下文案

一通 地頭方状案<已上先進間、略之>

一通 覺性書状案<久忠跡与覺性分各別并文書相伝御下文覺性存知事>

右政尊假覺性名字、重雖捧謀訴状、諸篇□□□皆以事旧畢、剩或諾他理、或顯自科之上者、速欲預御成敗条々、一觀円未分間、久祐・久忠等和与配分事 ・・ 第一項目 濫訴状云、（中略）<云々、所詮>

此条、（中略）

一久祐・久忠賜安堵御下文条、政尊承伏上者、欲預御成敗事 ・・ 第三項目

目

同状云、（中略）<云々、取要>

此条、（中略）訴論之③肝要在斯、御沙汰何及予議乎、速欲預御成敗矣、

一文書等久祐・久忠相伝上者、赤女全不盜取之事

・・ 第四項目

初度訴状云、（中略）云々、第二第三問状又以同之、

此条、（中略）為被披御不審、④肝要文書等、多以被借召之、（中略）

一⑤政尊假覺性名字致作沙汰条、為顯然事 ・・ 第八項目

同状云、（中略）<云々>

又云、（中略）<云々>

此条（中略）早以此⑥入門、欲被經御沙汰焉、

一最初備進觀円讓状為謀書上者罪科難遁事 ・・ 第九項目

同状云、（中略）<云々>

此条（中略）訴論⑦肝要、実在此篇、尤可被究淵底也、

一今度追進覚性讓状同為謀書、更非珍、早欲預御成敗事

・・第十項目

同状云、(中略)

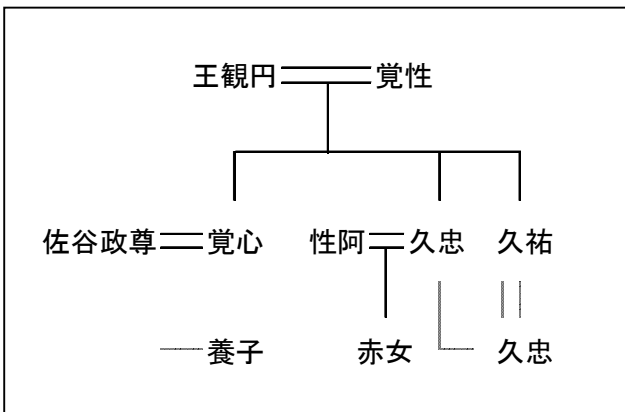
此条(中略)

以前条々、披陳如斯、(中略)『子細捧数紙訴状之間、不顧紙筆之費、取⑧肝要所言上也、所詮篇』々、一々不超前々、剩還示自科之上者、早被弃捐⑨政尊仮覚性名字無窮造沙汰、於其身者、慥被処重畳謀書并奏事不実之重科、⑩於性阿者任普代正流文書相伝之道理、及代々安堵之御下文旨、急速預御成敗、忿安堵庄家勸農業、欲抽御公事之忠勤矣、仍勒在状、言上如件、

元亨三年三月 日

最初に[史料4]に関わる相論について簡単に説明する。

[史料4]は播磨国大部荘の公文職をめぐる有名な相論(34)を構成するものである。主要な関係者として、王観円とその妻である尼覚性(若寿御前)、かれらには子息の久祐と久忠、そして娘の尼覚心(熊野女)がいる。そして尼覚心(熊野女)の夫が佐谷政尊。これらの人たちと対立関係にあるのが久忠の妻(相論当時は後家)である尼性阿、その娘の赤女である。なお、性阿によると久祐には子どもがおらず、久忠を養子にしたという(35)。略系図で示すと以下の通りである



『兵庫県史 史料編中世五』の「解説」によると、かつて上方と下方に二分されていた公文職に久忠が補任され、子供のいなかった久祐が久忠を養子としてその跡を譲った。ところが久忠の没後、彼の未亡人である性阿および娘・赤女と、観円の娘・尼覚心(熊野女)とその夫・佐谷政尊との間で公文職をめぐる相論が始まった。政尊と妻・覚性は

母の覚性を味方に引き入れて相論を展開したという(36)。

本稿ではこの相論の経過を少し広く考えて、双方が提出した訴陳状に即して整理し、表2として示す。以下、この相論に関する説明では、後掲表2の番号で典拠を示すことにする。

相論自体は、訴人尼覚性が性阿の娘・赤女を訴えた初問状が表2-2の元亨二年(1322)九月日付で提出されてから、論人である赤女の母・性阿が表2-10の[史料4]を提出するまで訴陳状の応酬が続いた。訴人側は赤女を相手としたが、論人側は性阿が対応している。なお、以下の①~⑫の番号は後掲表2の「係争内容」の項の番号に対応している。

表2-2・訴人尼覚性の初問状では、③覚性相伝の文書を盗んだ赤女を召し給い、④祖母敵対盗犯の咎に処し、⑤夫・観円の讓状に任せ諸職等に対して覚性の一円知行を求めた。これに対して表2-3・論人尼性阿の陳状では、⑥公文職は夫・久忠相伝当知行であり、⑦訴人が夫の譲りと号し無正案文を構え出し濫訴に及ぶ上は、⑧真偽を糺明し元のように安堵を求めた。

表2-5・訴人尼覚性の二問状では、⑩日限書下による赤女の陳状を求め、④と同じ罪科と⑤と同じ一円知行を要求した。これに対して表2-6・論人尼性阿の二答状では、覚性の娘婿・佐谷政尊に対して、①彼が公文職屋敷田畠を押領しようとし、②覚性の名を仮て造沙汰を致す上は、⑪彼の濫訴を棄て置かれ、⑫謀書の罪科にしてほしいと求めた。

表2-7・訴人尼覚性の三問状では、赤女が承伏の陳状を提出の上は、盗み取る文書等を糺返され、④と同じ祖母敵対告言謀略等の重科と⑤と同じ一円知行を要求した。これに対して表2-8・論人尼性阿の三答状では、やはり覚性の娘婿・佐谷政尊に対して、公文職等を競望しようとし、②と同じ造沙汰を構え出して濫訴を致す上は、⑫を求めた。

このように、双方の主張はすれ違う形で推移し、訴人側は四問状を提出したようであるが、これは確認できない。四問状に対して提出されたのが[史料4]の性阿の四答状である。

[史料4]をみると、「肝要」の語句を4か所(傍線③・④・⑦・⑧)で、「入門」の語句を1か所(傍線⑥)で確認できる。ここまで確認してきた訴陳状の中で、「入門」

の語句を確認できるのはこの箇所だけである。このうち、傍線④は次の「文書等」を修飾しているので、単なる名詞としての用法ではない。「入門」にはすでに〔史料1〕で検討したように「肝要」の意味があるとの指摘(37)がある。ここでは複数の「肝要」の語句が使用される中で「入門」が1回だけ使用されている。しかもこの場合、「此」の文字を付していることから、「この入門」、つまり第八項目について「この入門」の採用を特に求めていることが明らかである。ここから、「入門」とはいくつかある「肝要」の中でも特に重要な「肝要」、訴訟当事者からすると提訴先で最大の論点として採用してほしい「肝要」であったと理解できる(38)。(史料4)の事例は、論人から「入門」を求めたものである点に注目しておきたい。

また、論人が「入門」を求めている第八項目(傍線⑤)は、この四答状の最初の事書部分(傍線①)で記された内容であり、論人が最も主張したかった内容であったと理解できる。実際、最後の部分でも、傍線⑨として同じ記述を繰り返している。最初の事書部分の傍線②についても同じように最後の傍線⑩で強調されている。

これらの点から少なくとも訴訟当事者からみた場合、「入門」とはいくつかある提訴内容の「肝要」のうち(ひとつの場合もある)、特に重要な「肝要」を指す場合があったことがわかる。提訴する側がいつ頃からこのような記述をするようになったのかについては史料が少なくよくわからないが、〔史料4〕から考えて少なくとも14世紀前半にはこのような記述が始まるといえよう。

次に後掲の二通の〔史料5〕・〔史料6〕を検討する。これは、いままで述べてきた公文職をめぐる相論について鎌倉段階における裁決を伝える史料である。

〔史料5〕東大寺年預所下知状案(京都大学文学部博物館所蔵、『兵庫県史 史料編中世五』p200~1の113号、①~⑧の番号と傍線は引用者による、<>は割注、{ }は傍注を示す)

(前欠)①名田之内、覚性徳治二年六月二日讓与熊野女之刻、久祐・久忠加判形畢、若非覚性進止之職者、於彼讓争可加判哉云々、②性阿追答云、觀円讓状謀書弥令露見、先元亨式年七月覚性書状和与存知所見分明也、次觀円・覚性

讓状議理参差、謀書顕然之由申之、<巨細見③三問答并追進状具書等>、就之謂之、④覚性帶觀円之讓者、尤就彼状宛其身、可被成安堵御下文、(中略)、次⑤盜取文書申事、如覚性状者、去年八月口已久忠存生之時、被借召庄家(留)文書之条、領家御状分明也、[]不能信用、次⑥和与不存知申事、自久祐・久忠賜御下[]人祇王相論覚性自分之由、不申一言、剩元亨式口七月状存知之条分明歟、(中略)次⑦政尊作沙汰事、証明無子細歟、然者⑧性阿所申無相違、但久祐跡非帶被讓者、雖非久忠所得之職、無妻子之間、依為重代之所職、久忠已賜安堵之後、逝去之[]代々下知[]領掌不可有相違之{者}[]兩寺之衆議、下知如件、元亨參年四月二日

執行上座[]
□年預五師大法師

〔史料5〕は前欠で一部不明の箇所があるが、奥の署判から東大寺年預所の下知状案であり、傍線①・②などから訴人覚性と論人性阿の間でなされた相論を扱ったものであることが明らかである。ただ、表2-10として整理したように、この相論では〔史料5〕が発給されるまでに論人が四答状を提出している。「四答状」を『大日本古文書 東大寺文書十九』1227号(表2-10)で確認すると、紙継目裏花押もすえられており、四答状が東大寺に提出され受理されたことがわかる。〔史料4〕の第四項目には(中略)の箇所に「於第四問者」と、第十項目では(中略)の箇所に「望申第四問者、偏為追進此状也」と記されており、訴人が「四問」に及んだこともわかるが、四問状は確認できない。傍線③の「追進状」は〔史料4〕の第十項目の事書に「今度追進覚性讓状」と記される覚性讓状の追進に関わるものとみられ、四答状は東大寺に伝来していた(39)。

さて、〔史料5〕で注目したいのは、表2に整理した相論が性阿の勝訴(傍線⑧)として東大寺年預所の判決を得ていた点である(40)。(史料4)でみた「入門」は論人側から東大寺に対して主張されていた。そこで「以此入門」と記された内容は、〔史料4〕の傍線⑤の「政尊仮覚性名字、致作沙汰」、つまり政尊が覚性の名を仮て行ったという「作(造)沙汰」(41)に関するものであった。性阿は覚性による表2-2の初問状提出より前の段階にあたる表2

－1の段階から政尊の「造沙汰」（表2の②参照）を主張しており、その後も表2-6・8の②で示したように「造沙汰」の主張を繰り返した上で〔史料4〕の提出に至ったことがわかる。しかし、表2で訴人の覚性の主張をみると政尊の「作沙汰」への言及は確認できない。訴人と論人の間でこの論点は共有していないのである。

そこで裁許の〔史料5〕をみると、傍線④・⑤・⑥・⑦と複数の論点について訴論人双方の主張をふまえて判断を下す形式となっており、「作沙汰」については「政尊作沙汰事」（傍線⑦）として取り上げられてはいるが、最後の論点とされ、その内容は「証明無子細歟」と極めて簡略である。もし四答状をうけて「入門」手続きに移行していたのであれば最初に「作沙汰」を軸とした判断があってもよさそうだが、そうではない。この場合、東大寺が「入門」手続きに移行したとみることには慎重にならざるを得ない。「作沙汰」について訴論人が論点を共有していない（あるいは出来ない）という判断が東大寺側にあったのではなかろうか。

次に〔史料6〕を検討する。これは東大寺の東南院別当下知状案である。

〔史料6〕東大寺東南院別当下知状案（東京大学文学部所蔵、『兵庫県史 史料編中世五』p211～2の126号、①～⑧の番号と傍線、（ ）は引用者による、<>は割注、{ }は傍注を示す）

①尼覚性と赤女相論播磨国大部庄公文職事

右相論之趣、雖多端、所詮②覚性云、観円所勞之刻、去徳治二年三月十三日、以観円知行分公文職貞久名并公事名等、相副代々御下知御下文調度文書等、限永代令譲与于覚性之間、於観円之跡者、覚性管領之条、男子久祐・久忠証判状分明也云云、<観円譲状、久祐・久忠証判状捧之>、③赤女申云、観円死去之間、久祐賜安堵、多年知行之處、久祐無一子、而早世之間、以久忠為養子、以代々御下知文書等、令相伝于久忠之間、任久忠之遺命、又重預御下知畢、若覚性得観円之譲者、久祐・久忠二代安堵時、尤捧彼状、可申子細之處、曾以無其儀、（中略）<和与状、徳治正和御下知已下捧之>、取要若斯、就之謂之、④久祐・久忠証判状事、於覚性者、備観円之譲証明之所、見然間、校合兩人判

形於類書之處、自判之条無相違、於赤女者、観円之譲状与此状文章義理相違之間、為謀書之所見之○{由}申之、（中略）然者兩通文章、所申無相違、⑤次久祐・久忠和与状事、為未分之財者、覚性可為後家分之財主之處、不及相配、隨（マヽ）而又、不加判形於知与状、頗以不審也、次観円之一代、縦雖為未処分、久祐・久忠兩代於数月之病床、無一紙之譲状之条、又以不審、次⑥久祐以久忠為養子事、無所見之上者、難指南、然者於舎兄未分之遺財者、非得分之器歟、此等条々、赤女所申前後既停滯、次⑦徳治正和御下知事、就有訴人、糾定本理非之時、非相伝之支証、凡子孫之財者、偏可為祖父母父母之進止之由、法意之所定歟、且祖母敵対告之「言」（言）答、背其法、然者⑧任相伝之道理、覚性可令領掌当職者、依 仰下知如件、

嘉暦二年十一月廿日

院別当法橋上人位 在御判

傍線①からこの相論が播磨国大部庄公文職をめぐる尼覚性と赤女の争いであり、奥上の署判および嘉暦三年(1328)正月二十四日付覚性譲状案(42)から、訴人覚性が東大寺東南院政所に訴え同所の別当下知状で裁決を得たことがわかる。裁決は傍線⑧から相伝の道理に任せて覚性の勝訴であった。この場合、〔史料5〕の裁決が元亨参年(1323)四月二日付で出されてから、嘉暦二年(1327)十一月二十日付で〔史料6〕の裁決にいたるまでの当事者の動きを含めた経過についてよくわからない部分がある(43)が、ここでは「入門」に注意しながら〔史料6〕を検討する。

〔史料6〕は最初に訴人覚性(傍線②)、次に論人赤女(傍線③)の主張を記した上で、論点となる傍線④・⑤・⑥・⑦の四項目について判断を示し傍線⑧で裁決を記している。しかし、そこでは「入門」の語句は確認できないし、〔史料4・5〕で確認した「作沙汰」の語句も記されていない。相伝に関わり生じた公文職をめぐる争いが傍線⑧のように相伝に即して審理された結果であろうか。

ここで表2によりつつ、その後の展開についてみておこう。表2-12の訴人覚心重訴状案をみると、「如載陳状者」、「同陳状云」と記されるので、南北朝期に入り、相論は継続していたらしい。性阿の陳状が提出された後、訴人の覚

心が提出した重訴状をうけて出されたのが表 2-13・14 の性阿の目安である(44)。表 2-13 では「所詮、对于謀叛重科之人、可番訴陳之由、蒙仰之条、難治無極候、早以此入門被経御沙汰」、表 2-14 では「不被加御諷諫者、後日奸訴不忠不可断絶者也、早以此入門、被経御沙汰」と「入門」の記載を確認できる。

表 2-13 は上下両公文職をめぐる争いとして記述されている。上方公文職については政尊が覚性の名を仮て作沙汰を行ったが、覚性の夫の観円が成人の息子を閑きどうして覚性に譲与したのか不審ということで赤女が下知を得て知行しているという。下方公文職については覚性の相伝を性阿は認めていたが、覚心が政尊の謀叛に与同の罪科で逐電したため、守護が所職を収公して一族の宇野孫二郎に与えた。そこで性阿が証文を捧げ相伝を主張して認められ、事情を東大寺に言上して安堵の下知を得たという。以上の経過から考えると、「此入門」の内容はわかりにくい、「早以此入門被経御沙汰、被停止覚心奸訴之後、蒙御成敗相存候」と「覚心奸訴」の停止の要求が続く点からみて、この「入門」とは覚心が謀叛人である夫の政尊の与同人であることを論点としているのではなかろうか。

表 2-14 は前欠だが、現存する 3 項目の最後の項目で「以此入門」という表現が使用されている。すでに〔史料 4〕で検討した「此入門」の用法を参考にすると、この場合には最後の項目の内容、具体的には「政尊後家覚心為罪科身、
〔歌〕
不蒙都鄙赦免、任雅意申訴詔、無謂由事」に即した審理を求めたと理解できる。ここの「入門」の内容は政尊が謀叛人であり、その妻(後家)覚心と政尊の娘婿の河越隆俊は政尊と一体の上は謀叛与同の罪科人という論点をさすのではなかろうか。ただ、残念ながらこの後の展開を伝える史料は管見に入らない。

6. 目安・訴陳状に見える「入廉(入門)」の再検討

ここでは訴陳状の記述から訴訟手続きがうかがえる史料を検討する。最初に史料を示す。

〔史料 7〕撰津国輪田莊雑掌目安案(九条家文書、『兵庫県史 史料編中世八』p 301~2 の 54 号、①~④の番号と傍線、〔 〕は引用者による)

〔目〕
□安

□大将家御領撰津国輪田莊雑掌申

□□者、為累代御家領、田所職東西以共本所御進止之地也、爰同庄□□頭赤松次郎左衛門尉範資、以当方地頭之号、令押領件職等間、□□之、①先以入廉被召決之処、如当奉行之返答者、於東方田所職并〔 〕田者、本所一円進止之間、地頭不相綺之由令申之上者、可被沙汰□□掌於庄家、至于西方、自預所備後前司親勝之手、請申当職一〔 〕令言上之上者、入理非可有御沙汰云々、②此条難堪之次第也、其故者□□頭葉師寺左衛門三郎貞義之時、以所務之例請申之歟、而貞義〔 〕師重、令抑留地頭分加徴米并東方中分西方請所以後年貢之□、□申入本所九条殿、被召出雑掌并田所師重、可被経御沙汰之由、元〔 〕十一月日并寿〔嘉〕曆三年二月日申状、同武家御文等分明也、然者〔 〕職本所御管領之段、云不混合地頭請所令各別之篇、載于彼状歴然也、且親勝〔 〕守先地頭之所務例、可致其沙汰云々、③此上者何相貽御不審、入理非可有御沙汰哉、□□以先地頭貞義之跡被宛行之处、令押領各別本所御進止之所職等、令抑留〔 〕間、訴申之处、如此令延引之条、尤不便之次第也、④然早重可被召合旨被仰下〔 〕人康基、東方以共為被沙汰居雑掌於庄家、目安言上如件、

この相論は九条家雑掌(訴人)と赤松範資(論人)との間で展開した撰津国輪田莊をめぐるものである。この事例は建武政権の訴訟手続きを考える上でも大変興味深い事例である。〔史料 7〕が年欠のため、具体的な検討に入る前に、〔史料 7〕の作成時期を確定するために相論の経過を簡単に確認する。

訴人側は元弘三年(1333)七月から九月にかけて 3 回にわたり後醍醐天皇綸旨をうけ(45)、さらに建武元年(1334)四月日付で度々の綸旨などを副えて重申状を雑訴決断所に提出して、雑訴決断所牒を国司に下し赤松範資の追放などの実現を求めた。ここでは赤松範資の「押〔押〕領」や「抑留年貢」のことが記されていた(46)。

ここではまず、建武元年（1334）四月日付重申状には挙状（47）が出されており、その充所が「蔵人民部大輔」であること、つまり雑訴決断所への訴えの受理窓口が蔵人であった点に注意しておこう。また、この重申状には「入廉」や「入理非」の記述はなく、西方と東方という明確な区分も記されていない点に大きく注目しておこう。なお、この「入廉」を「入門」と同じとみることについては笠松氏の理解（48）に従う。

その後、建武元年（1334）十一月日付重申状（49）で訴人側は赤松範資の押領停止と西方への訴人側雑掌の沙汰居のため雑訴決断所牒の発給などを求めた。それを受けて雑訴決断所は同年十一月二十二日付で廻文（50）を出し、論人に対して西方に関する陳状の提出を求めた。ここで西方への対応が明確に示されるに至った。注目したいのはこの建武元年（1334）十一月日付重申状と建武二年（1335）四月日付の論人の陳状（51）の記述である。

まず、重申状には赤松範資が「令抑留本所御年貢之間、任綸旨止彼捍〔押〕領、可被沙汰居雑掌於當職等之由、就訴申之、⑤先以入廉被召決之處、於東方田所職并了儀給田者、雑掌任申請之旨、令落居畢、而至于西方者、任先地頭之例、自當方預所備後前司親勝之手請申一円之由、範資代依掠申之、入理非可有御沙汰云々」（傍線と番号は引用者注、以下同じ）とみえる。ここから、訴人側は赤松範資の濫妨を記した綸旨に任せて範資の押領停止などを求め提訴したが、先ず「入廉」をもって「召決」がなされ、東方については落居し、西方については範資の主張により「入理非」る手続きに移行したことを記した上で、雑訴決断所のそのような対応自体には異論を示さず、牒を国司に下して抑留物を糺返することなどを求めているのである。

次に陳状には訴人側が「範資令押領之由、就訴申之、⑥以入廉被召決之刻、可入理非之由、及御沙汰之間、雑掌重捧訴状云」とあり、押領の訴えに対して同じように「入廉」をもって「召決」がなされ「入理非」る手続きに移行したことがわかる。また、〔史料7〕の傍線①の箇所について、同じ箇所を引用した訴陳状中の特に傍線⑤・⑥と比較すると、ほぼ同じ記述であり、「入廉」の語句が訴人や論人の要求する手続きとしては記述されていないこともわかる。

以上の検討を通して、前述した後醍醐天皇綸旨の発給を

うけて「入廉」や「入理非」の記述がない建武元年（1334）四月日付重訴状を訴人が提出した後、雑訴決断所の審理として「入廉」の手続きに移行し、訴人の「入廉」や「入理非」の記述がある建武元年（1334）十一月日付重申状をうけて陳状を求める雑訴決断所廻文が出され、論人の「入廉」や「入理非」の記述がある建武二年（1335）四月日付陳状が提出されたと考えることができる。

したがってこの「入廉」をもつての「召決」から「入理非」る手続きへの移行に関する経過が詳しく記され、後述のように訴陳状の交換を拒否している年欠の〔史料7〕の目安案は、既述のように「入廉」や「入理非」の記述がない建武元年（1334）四月日付重申状と、それらの記述がある同年十一月日付重申状の間に作成されたとみられる。ただ、このように理解した場合、論人側の出頭がどのようになされたのか、赤松範資の縁者の影響の有無など、「入廉」手続きに至るまでの経過の部分で不明なところが残る。

そこで〔史料7〕を検討する。笠松宏至氏の指摘のように、この相論には二つの論所、同荘の東方と西方があり、「以入廉被召決」れた結果、東方については論人の「不相綺」との承伏によって落着した。西方については、論人の反論によって訴えは「入理非可有御沙汰」き旨が担当奉行人から訴人側へ返答された。笠松氏はここから、「入廉」と「入理非」という「二段階の手続き」を指摘されたのである（52）。

ここで「入廉」のあり方を確認しておこう。すでに述べたように訴人雑掌は建武元年（1334）四月日付重訴状で三通の綸旨等を証拠文書として副え赤松範資の濫妨等を訴えたが、雑訴決断所は「入廉」手続きに移行した。ここでは〔史料7〕の傍線①によると、「入廉」手続きを担当した奉行の返答として、東方については論人の地頭赤松範資が「本所一円進止」なので干渉しないと申したことで落居、西方に至りては請申していると主張するからには「入理非」り審理するとのことだったという。

ここでの「入廉」手続きでは、論人が「綸旨」に従わない理由が問題とされており、輪田荘の諸職等が本所の進止であるという訴人雑掌の主張（〔史料7〕の傍線①参照）に即して初期の審理がなされている。そのため、既述のように東方については論人が本所一円進止を認め落居し、西方

については反論したため「入理非」る手続きへ移行したと理解できる。本稿で述べた「入門」手続きにおける論点の共有とはこの場合、訴人が重訴状で主張した“本所の進止”という論点に即して、奉行のもとで訴人と論人の問答がなされた（あるいは問答が成立した）ことを指している。そもそもこの相論では、濫妨を停止し所務を全うすべしと命じた2回の論旨の発給に対して論人側が従わず、雑掌を沙汰し居るように命じた3回目の論旨でもまだ完全には押領等が停止していないことをうけて提訴された結果として「入廉」に移行しており、単に論旨の発給のみを論点とするだけで争いが完全に解決できる状況ではなかったといわねばならない。そのため、裁く側で訴論人が対立している大切な要点（肝要）とは何か（論点）を勘え（「入門」）、論旨が発給された係争地への濫妨の事情について論人に直接尋ねたものと判断される（53）。そこでは前述のように訴人が主張する本所進止を論点にして東方については決着したことから、本所進止を論点として共有できたことがわかる。

この雑訴決断所の「入理非」る手続きへの移行という決定に不満の訴人側が作成したのが〔史料7〕の目安だった。傍線②・③からも明らかなように、訴人側は「入理非」る手続きへの移行に不満を示し、あくまで「召合（召決）」による決着を求めたとみられる。しかし、既述のように訴人側の主張は認められなかった。

以上のことから、この事例では東方についての「入廉」の適用は雑訴決断所側の判断によるとみられる。すでに述べたように訴人側は建武元年（1334）四月日付重申状に具書案（論旨案ほか）を副えて雑訴決断所牒の交付（沙汰付）を要求していたが、それにも関わらず「入廉」をもって訴論人の「召決」がなされているからである。

次に、「入理非」への移行を不満とした訴人側は、新たに提出した〔史料7〕の目安で「入廉」とは記していないが、「重可被召合」（傍線④）を求めた。ここにいう「重ねて」とは「先以入廉可被召決」（傍線①）をうけていると考えられるから、訴人側は「入理非」とは別の「重可被召合」（傍線④）、つまり重ねて訴論人の「召決」を求めたものと理解できる。そこでは、「召決」（召合）された訴論人と奉行人の問答が想定されていたとみられる（傍線①参照）。これは実態としては〔史料7〕の傍線①で確認した「入廉」手続

きと同じとみてよい。このような事情をあわせ考えると、少なくともこの時期、「入門」の語句を確認できなくても、相論の初期段階において訴人の訴えのみをもとに裁く側で訴人と論人を召し合わせ、双方で共有できる論点に即して迅速な解決をめざす手続きが成立していたと考えることができるのではなかろうか。

小括

第5章と第6章の検討結果を簡単に整理する。

- 9) 少なくとも訴論人側から「入門」手続きを要求する場合、いくつかある提訴内容の「肝要」のうち（ひとつの場合もある）、特に重要な「肝要」を「此の入門を以て」という形で記述する場合があったこと。
- 10) 訴論人側がいつ頃からこのような記述をするようになったのかについては史料が少なくよくわからないが、〔史料4〕から考えて少なくとも14世紀前半にはこのような記述を確認できること。
- 11) 「入門」手続きは東大寺という権門の訴訟でも一方の論人の主張として確認できたこと。表2の相論では東大寺の審理の場でこの手続きが採用されたようにはみえない。しかし、東大寺に対する論人の主張として確認できるということは、この手続きが東大寺の訴訟手続きとして否定されていなかったことを示すものではあるまいか。
- 12) 建武政権では、濫妨停止を命じた論旨に任せて雑訴決断所牒による沙汰付を求め、論人の押領停止を実現せんとした訴えを受け、雑訴決断所の判断として先ず「入廉（入門）」をもって訴人と論人を「召合」せるという手続きに至る場合があったこと。
- 13) その段階では、論人の陳状提出は確認できないこと。
- 14) 「入廉（入門）」手続きとは訴人と論人が「召合（召決）」されて担当奉行のもとで問答を行う際に、審理する側が採用した手続きであり、〔史料7〕をみると東方については論人が承伏したことで落着していることから明らかかなように、裁く側が訴人と論人の間で共有できる論点を発見し迅速な解決を目指す手続きであったこと（54）。
- 15) そこでは訴人と論人のどちらか一方の申し立てのみによって他方の反論を圧殺するかのように落居を強要され

ることはなかった、つまり一方的裁許はなされていないこと。

16) 訴人が「入廉」の語句をつかうことなく、論人との「召合(対決)」による相論解決を求めていたことに注目すると、少なくともこの時期、「入門」の語句を確認できなくても、相論の初期段階において訴人の訴えをもとに裁く側で訴人と論人を召し合わせ、双方で共有できる論点に即して迅速な解決をめざす手続きが成立していたのかもしれないこと(55)。

注

(33)、〔史料4〕の文書名については『大日本古文書 東大寺文書十九』(2005年)によった。なお、『大日本古文書 東大寺文書十九』では、東大寺図書館架蔵文書と筒井寛秀氏文書をつなぎあわせて全14紙からなる〔史料4〕全文を1227号として翻刻している。『兵庫県史 史料編中世五』(1990年)では、東大寺図書館架蔵文書と筒井寛秀氏文書を別々に翻刻している。具体的には『兵庫県史 史料編中世五』189頁からはじまる後欠の111号(東大寺図書館架蔵文書)を「大部荘公文久忠後家性阿重陳状」と、同書196頁からはじまる前欠の112号(筒井寛秀氏文書)を「某陳状」とする。なお、『兵庫県史 史料編中世五』196頁からはじまる前欠の112号(筒井寛秀氏文書)を、『大日本古文書 東大寺文書十九』1227号と比較すると、前欠の112号文書には最後の「以前条々」以下の箇所脱落がある。〔史料4〕では、『 』で示した部分である。

(34)、この点、さしあたり『兵庫県史 史料編中世五』(1990年)の「解説」(940頁以下)、長又前掲注(7)論文57頁以下参照。

(35)、これらの関係については、『兵庫県史 史料編中世五』(1990年)所収の「東大寺文書一播磨国大部荘」、99・100・103・105～113・118・125～127号及び『大日本古文書 東大寺文書十九』(2005年)1187号を参照されたい。

(36)、『兵庫県史 史料編中世五』905頁。執筆熱田公氏。

(37)、前掲注(10)参照。

(38)、〔史料4〕の「入門」について、長又前掲注(7)論

文60頁では「入門」沙汰が、即決裁許の方法であることとする。

(39)、以上、追進状については石井良助氏による説明を参照した(前掲注(1)著書128頁以下)。ちなみに、石井氏の著書には〔史料5〕の傍線③への言及もある。

追進状の理解については、「行覚令敵対地頭貞間、番訴陳三問答處、依捧追進状、又一問答相番上」という記述(『青方文書 第一』続群書類従完成会、1975年、一一七号、嘉元四年七月日付峯貞陳状案)が参考になる。三問答に続いて追進状を捧げ、さらに一問答へ(実際にはさらに問答が続いた)という流れが理解でき参考になる。

なお、追進状については山田崇氏の「追進状考」(『史友』39号、2007年)がある。

(40)、この相論が東大寺の惣寺で審理されたことについては例えば稲葉伸道『中世寺院の権力構造』(岩波書店、1997年、初出は1976年)73頁注(85)参照。

(41)、笈雅博「法廷に集う人々」の「1 作沙汰」(笠松宏至編『中世を考える 法と訴訟』吉川弘文館、1992年)参照。

(42)、『兵庫県史 史料編中世五』(1990年)所収の「東大寺文書一播磨国大部荘」127号。

(43)、稲葉伸道氏によると、播磨国大部荘の荘務権は、東南院から「永仁三年(一二九五)に惣寺に移った」(前掲注(40)著書51頁)、その後「徳治二年(一三〇七)頃には再び東南院の管領、元亨二年(一三二二)には惣寺へ、嘉暦二年(一三二七)七月には東南院へと転変」(前掲注(40)著書52頁)という。

また、東大寺の裁許状については横内裕人「東大寺の権力と裁許状」(大山喬平編『中世裁許状の研究』塙書房、2008年)が詳しい。衆議系列の年預所の下文と下知状(433頁以下)、院家系列の政所下文と下知状(439頁以下)など。〔史料6〕については同論文440頁で「院家下知状」として説明がある。

(44)、この目安の内容については、長又前掲注(7)論文57頁以下で検討がある。

(45)、『図書寮叢刊 九条家文書2』(明治書院、1972年)341号の(2)～(4)、『兵庫県史 史料編中世八』(1994

- 年)「九条家文書—摂津国所領関係」49・50・51号。
 論旨では赤松範資の「濫妨」が争点となっている。
- (46)、前掲注(45)『図書寮叢刊 九条家文書2』341号の(1)、前掲注(45)『兵庫県史 史料編中世八』60号。ここでは、建武政権の対応が押領と濫妨で異なるという家永遵嗣氏の指摘に従う。家永「建武政権と室町幕府の連続と不連続」(『九州史学』154号、2010年)67頁以下参照。この家永氏の指摘をふまえると、建武政権では濫妨をうけて沙汰付を命じるもうまくいかない場合には、押領の訴えについて「入門」手続きを採用する場合があったことになる。建武政権の対応を〔史料7〕の事例でみると、濫妨に関する訴えに対しては、訴人の主張のみを受けて対応していることが明らかであるが、押領の訴えに対しては訴人と論人を召し合わせ「入廉」による対応がなされる場合があった。
- (47)、前掲注(45)『図書寮叢刊 九条家文書2』341号の(6)、前掲注(45)『兵庫県史 史料編中世八』59号。
- (48)、笠松前掲注(2)著書312頁以下参照。
- (49)、前掲注(45)『図書寮叢刊 九条家文書2』341号の(7)、前掲注(45)『兵庫県史 史料編中世八』62号。
- (50)、前掲注(45)『図書寮叢刊 九条家文書2』341号の(10)、前掲注(45)『兵庫県史 史料編中世八』61号。
- (51)、前掲注(45)『図書寮叢刊 九条家文書2』342号、前掲注(45)『兵庫県史 史料編中世八』64号。これには紙継目裏花押があり、「範資陳状」という端裏銘もあることから正文である。
- (52)、笠松前掲注(2)著書312頁。
- (53)、〔史料7〕の「入廉」の理解について、新田氏は「ここでいう「入廉」の沙汰においてはまずその論旨の適用を求めた訴人の申し立てが審理されたものと理解される」(前掲注(3)著書29頁)とされ、「切り札」としての「論旨の存在」(前掲注(3)著書35頁)が指摘される。長又氏は「当該提訴は、濫妨停止を命ずる論旨の施行を求めたものである」(前掲注(7)論文70頁)とされた。
- (54)、〔史料7〕に関する新田氏の理解を前掲注(3)著書28頁以下で確認すると、訴状をうけて訴訟人が召し合わされ担当奉行のもとで問答を行っている点への大きな注目はみられない。しかしこの点こそ、〔史料2・3〕でも確認した裁く側の「入門」審理のありようを示すものとして本稿が注目している箇所である。なお、長又前掲注(7)論文71頁では〔史料7〕の「入門」審理について「「入理非」審理に立ち入るべきか否かを判断するもの」、「「入理非」審理へ進む為の一定の要件の存否を判定する審理」とする。確かに結果のみに注目してみれば「「入理非」審理に立ち入るべきか否かを判断するもの」という側面はある。しかし、「入理非」手続きに進むべきかどうかの判断を基準に審理がなされていたわけではない。本文で検討したように訴えを受理し「入門」(第1章で確認した(ア)肝要を勘える(手続き)の用法)をもって担当奉行のもとで訴訟人の問答を行い、東方については一方当事者の承伏が導かれた点が重要である。ここでは訴訟人が共有できる論点があるかどうかを裁く側で発見し、相論の初期段階で迅速な解決を目指す審理を行っていた点に大きく注目しておきたい。
- (55)、ここで雑訴決断所の審理過程の検討に際して〔史料7〕に言及された長又高夫氏の理解(「雑訴決断所機構に関する一考察—所轄事項と審理過程を中心に—」『国学院大学大学院紀要文学研究科』22、1991年)についてふれよう。長又氏は建武政権期の「入廉」について、「決断所における「入廉」と「入理非」という審理方法は、訴陳に番える事の有無が根本的な相違点」(503頁)等と指摘されたが、対決(問答)に関する検討はなされていない。なお、前掲注(7)論文では、訴陳に番うという手続きの有無と「入門」との関わりについて大きな注目はなされなかった。笠松宏至氏が指摘され(『中世政治社会思想 下』岩波書店、1981年、82、416頁)、長又氏も注目された雑訴決断所の「訴陳に番えない審理」(497頁以下)については、対決(問答)に着目することで再検討の余地を残していると思う。

【付記】

本稿は平成 31 年度（2019 年度）科学研究費補助金基盤 志社大学法学部教授西村安博）の研究分担による成果の一
 研究（C）（一般）「日本中世の裁判手続における事実認 部である。
 定と手続的判断に関する法制史的研究」（研究代表者 同

表2

番号	年月日	訴人	論人	係争内容	文書名〔（）は端裏書〕	史料番号
1	（後欠）	性阿	政尊	①性阿息女赤女の所領を押領せんとし、 ②覚性の名を仮て造（作）沙汰	陳状案	99号
2	元亨貳年9月日	尼覚性	赤女	③赤女を召し給い、④祖母敵対盗犯 の咎に行い、⑤所職等は夫の観円 讓状に任せ覚性の一円知行	訴状（「初問」）	103号
3	元亨2年10月日	尼性阿	覚性	⑥大部荘公文職等は久忠累代相伝、 当知行のところ、⑦夫の観円の譲りと 号し無正の案文を構え出し濫訴に及ぶ、 ⑧真偽を糾明し元の如く安堵	陳状案	105号
4	元亨2年10月日	尼性阿	（前欠）	⑨造沙汰	陳状案	106号
5	元亨2年11月日	尼覚性	赤女	⑩日限書下で赤女の陳状を召し給い、 ④、⑤に同じ	重訴状（「二問」）	107号
6	元亨2年11月日	尼性阿	政尊	①、②、⑪政尊の濫訴を棄て置き、⑫謀 書の罪科	重陳状（「二答」）	108号
7	元亨2年11月日	尼覚性	赤女	赤女承伏の陣〔陳〕状を提出の上は盗犯 文書等を糺返し、④等、⑤に同じ	重訴状（「三問状」）	109号
8	元亨2〔3〕年 2月日	性阿	政尊	大部荘公文職等を競望せんとし、②、⑫	重陳状（「三答状」）	* 1187号 注参照。
9	元亨3年2月日	熊野女	赤女	⑬祖父観円遺状に背き未分地と称して 祖母敵対、⑭舎兄久祐分領に対して 敵対相論を致すと自称、⑮久祐の譲り を帯せず、⑯熊野女に久祐跡の安堵	訴状（「申状」）	110号
10	元亨3年3月日	性阿	政尊	②、⑫、⑰奏事不実の重科に処し、 速やかな成敗 *〔史料4〕で示した10項目を列挙	重陳状（四度陳）	111・112号 * 1227号
11	康永4年 5月27日	覚心	赤女	⑱非抛押妨の棄口	訴状（「覚心申」）	182号
12	貞和2年5月日	覚心	赤女	⑲赤女・性阿の召上、⑳非分押妨停止	重訴状案	184号
13	貞和2年6月日	性阿	覚心	政尊は②、政尊は謀叛人 訴人覚心は政尊妻室	目安（「性阿申」）	185号
14	貞和2年7月日	性阿	覚心	政尊後家覚心は罪科の身 *少なくとも3項目を列挙	目安（前欠）	186号

注：表2の史料番号は『兵庫県史 史料編中世五』（1990年）所収の「東大寺文書―播磨国大部荘」の番号による。
ただし、同書p 178の100号については『大日本古文書 東大寺文書十九』1187号による。＊は前掲注（33）所
掲『大日本古文書』の番号であることを示す。